

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、そ
の翌日)

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◆告示 次

字の区域の変更等

保険医の登録

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可

土地收回法による土地の立入り

建築基準法による道路の位置の指定

◆公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

鳥取県告示第百二十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三好秀樹	鳥医第二、四四九号	昭和五十五年一月十七日

区域を変更する
字の名称 同上の区域(昭和五十三年十一月一日現在の地番による。)

大字河内字瀧ノ谷及び大字河内字瀧ノ谷西平
大字河内字瀧ノ谷奥の全域、大字河内字瀧ノ谷西平の全
谷奥 域及び大字河内字瀧ノ谷の全域

廃止する字の名 大字河内字瀧ノ谷及び大字河内字瀧ノ谷西平

鳥取県告示第百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十四年十二月二十一日	桔梗堂薬局	米子市東倉吉町 七八一二
昭和五十四年十二月一日	皆生病院	米子市西福原 一五九八一七

鳥取県告示第百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十四年十二月十三日	桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇

鳥取県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八東土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹内富恵 八頭郡八東町大字皆原一四三
田中勘治 德丸四〇九

内田功夫 安井宿一、〇七五

坂本嗣雄 日田七三四
木下章 六一五

森中林郁二 南二三九

加藤伍郎 德丸八五五一
加藤次郎 皆原一〇七

小林中隆秋 小別府三九四

中村勝太郎 安井宿一、一一七
西村一正 日下部二九二

中山根一也 小林壽一 一九二

藤嘉一幸 中田勝一 嘉山根一也

皆原二七九
皆原二七九

" 入江雪夫 "

安井宿七六八

任期満了により退任

八東土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 竹内富恵 八頭郡八東町大字皆原一四三
田中勘治 德丸四〇九
木下章 日田六一五
内田義行 安井宿一、二三四
森下隆 横田一二〇
木原幸男 日下部七二四
中林郁 南三三九
中林隆秋 小別府三九四
坂本嗣雄 東二四九
西村一正 日下部二九二
松田忠明 日田七三四
小林壽一 新興寺九七
森下次郎 德丸八五五一
加藤嘉幸 皆原二七九
中山根一也 日下部一九二
中田巖 "

し、同月三十日就任 任期四年

昭和五十四年十二月十七日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選

湖東大浜土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 上根席藏 鳥取市賀露町九一七
奥田稔 " 一、三九九
綱濱次郎 八四六

八東土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 竹内富恵 八頭郡八東町大字皆原一四三
田中勘治 德丸四〇九
木下章 日田六一五
内田義行 安井宿一、二三四
森下隆 横田一二〇
木原幸男 日下部七二四
中林郁 南三三九
中林隆秋 小別府三九四
坂本嗣雄 東二四九
西村一正 日下部二九二
松田忠明 日田七三四
小林壽一 新興寺九七
森下次郎 德丸八五五一
加藤嘉幸 皆原二七九
中山根一也 日下部一九二
中田巖 "

し、同月三十日就任 任期四年

湖東大浜土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 上根席藏 鳥取市賀露町九一七
敦賀弘 一、三九九
星見幸太郎 湖山町北一丁目六七二
大井久夫 湖山町西二丁目三二八
山根隆男 湖山町北三丁目四〇二
船越作二郎 湖山町西一丁目二二一

竹本重美 伏野七〇一
 竹本辰男 一、一一七
 田中峰雄 ハ 三津二三五
 昭和五十四年十二月十二日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、同月二十九日就任 任期四年

昭和五十五年二月五日

鳥取県告示第百二十八号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

湖東大浜土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所

理 事 三崎幸重 鳥取市賀露町一、三五〇
 奥 田 稔 ハ 八四六
 影 井 光 雄 ハ 湖山町南一丁目二三五

昭和五十四年十二月二十一日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、同月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第百二十七号

米子市から申請のあった市営土地改良(浦津地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に

一 起業者の名称
 中國電力株式会社鳥取支店
 二 事業の種類
 電気事業法による特別高圧送電線日野鳥取線新設工事
 三 立ち入ろうとする土地の区域
 日野郡江府町大字下安井、大字久連、大字洲河崎、大字江尾、大字武庫及び大字俣野、同郡溝口町畠池及び二部、東伯郡三朝町大字下畠、大字大谷、大字田代、大字穴鴨、大字加谷、大字福吉、大字西小鹿、大字柿谷、大字神倉及び大字中津、氣高郡鹿野町大字河内並びに鳥取市河内、楓原、松上、細見、上原、尾崎、大塚、三山口、野坂、高住、桂見、大柄及び里仁地内
 四 立ち入ろうとする期間
 昭和五十五年二月五日から同年十月三十一日まで

5 昭和55年2月5日 火曜日

鳥取県公報

第5125号 (第三種郵便物認可)

規定する道路の位置を昭和五十五年二月五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及
び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

岩美郡岩美町大字 浦富二六四二	岩美郡岩美町大字浦富字北浜 二三九四一三、字中濱二三六	幅員 六・〇〇～一四・〇〇 メートル
--------------------	--------------------------------	--------------------------

油 浅 洋 一	二一二、二三六〇、二三五七、 字殿町北側一七九八一、一 八〇一一四及び字中濱二三六 二一一地先農道	延長 七一・五〇メートル
---------	--	-----------------

昭和五十五年二月五日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十五年二月十四日 午前十時三十分から
米子市糺町一丁目一五一番地 米子警察署會議室

二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市大崎九六八番地
宮本規夫

順

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県公安委員会告示第七号

公安委員会告示